

熊本県公報

第 1 1 5 1 3 号
平成 19 年 2 月 14 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 2
- 熊本県防除実施基準の改正及び高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更並びに公表……………(森林整備課) 2
- 熊本県自然ふれあい指導員要項の一部を改正する要項の制定……………(自然保護課) 2
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 3
- "……………(") 3
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 4
- "……………(") 4
- 救急医療に関する認定……………(医療政策総室) 4
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 4
- "……………(") 5
- 保安林の指定の解除……………(森林保全課) 5
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………(障害者支援総室) 5
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(") 5
- 障害者自立支援法に基づく事業者指定事項の変更……………(") 5
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 6
- "……………(") 6
- 道路の区域変更……………(") 6
- "……………(") 7
- "……………(") 7
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の指定……………(健康危機管理課) 8
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の辞退……………(") 8
- 上益城広域連合の規約の変更の許可……………(市町村総室) 9
- 熊本都市計画道路の変更……………(都市計画課) 9
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 9

公 告

- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 9
- "……………(") 10
- "……………(") 10
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………(") 10
- 荒尾都市計画臨港地区(荒尾市)の決定……………(都市計画課) 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 11
- 肥料登録……………(農業技術課) 11
- "……………(") 12
- 肥料登録有効期間更新……………(") 12
- 肥料登録事項変更……………(") 12
- 定款変更認可……………(農村計画・技術管理課) 13
- "……………(") 13
- 県営土地改良事業の工事完了……………(") 13
- 県営土地改良事業計画の決定……………(") 13
- "……………(") 13
- "……………(") 13
- "……………(") 14
- "……………(") 14
- "……………(") 14
- "……………(") 14
- "……………(") 15
- "……………(") 15
- "……………(") 15
- "……………(") 15

登 載 依 頼

- 第 33 回熊本県環境審議会を開催……………(環境政策課) 16
- 熊本県農業振興地域整備促進協議会を開催……………(農林水産政策課) 16

告 示

熊本県告示第 111 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項の規定により指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号
相談支援センター きくち 菊池市隈府 888 番地	社会福祉法人 菊池市社会福祉協議会 菊池市隈府 888 番地 福村 三男	平成 19 年 2 月 2 日	4331200024

熊本県告示第 112 号

森林病虫害等防除法（平成 11 年法律第 160 号）第 7 条の 3 及び第 7 条の 5 の規定に基づく熊本県防除実施基準及び高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域（平成 9 年 5 月 6 日付け森整第 199 号）を平成 19 年 2 月 2 日付け森整第 955 号で改正及び変更したので、同法第 7 条の 3 第 4 項及び第 7 条の 5 第 3 項の規定に基づき当該資料を次の場所において一般の縦覧に供する。

なお、改正された熊本県防除実施基準及び変更された高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の適用に当たっては、平成 19 年 4 月 1 日から適用するものとする。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県農林水産部森林整備課並びに熊本県玉名地域振興局農林水産部林務課、球磨地域振興局農林部森林保全課及び天草地域振興局農林水産部林務課

熊本県告示第 113 号

熊本県自然ふれあい指導員要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県自然ふれあい指導員要項の一部を改正する要項

熊本県自然ふれあい指導員要項（平成 15 年熊本県告示第 292 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「期間は、」の次に「認定の日から」を加える。

第 6 条第 2 項中「本人の希望により再認定する」を「本人の意向及び活動状況等を考慮した上で、適当と認められる場合には再認定される」に改める。

第 8 条中「指導員が」を「知事は、指導員が」に改める。

第 10 条を次のように改める。

（活動方法）

第 10 条 指導員は、応募の際に届け出た区域内で、自ら計画を立てて第 2 条に掲げる活動を行うものとする。

2 活動を行うに当たっては、指導員は認定証を携行しなければならない。

第 11 条中「（別記第 2 号様式）により」の次に「自然保護課に」を加える。

第 12 条を削り、第 13 条を第 12 条とし、同条に次の 1 号を加える。

2 県は、指導員が活動を行うときの事故又はけがに備えるため、予算の範囲内で保険に加入する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式（第 7 条関係）

（表）

認定第 号

認 定 証

住 所

氏 名

様

あなたを熊本県自然ふれあい指導員に認定します。

県民の模範として、ふるさとの自然環境を守るために活動いただくようお願いします。

平成 年 月 日

熊本県知事

(裏)

(活動)

第 2 条 指導員は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 野生動植物、地形、地質、自然現象等の観察及び野外活動の指導・助言
- (2) 野生動植物の捕獲、殺傷、採取及び損傷、野外施設のき損、野外での火気使用、ごみの散乱、河川・湖沼の汚損等自然の不適正な利用行為又は他の利用者等に対する迷惑行為に関する注意の呼びかけ又は指導
- (3) 県民の自然とのふれあいの推進及び自然保護思想の普及啓発

(区域)

第 3 条 指導員が活動する区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 熊本県自然環境保全条例（昭和 48 年熊本県条例第 50 号）第 11 条第 1 項に規定する自然環境保全地域、同条第 19 条第 1 項に規定する緑地環境保全地域及び同条例第 23 条第 1 項に規定する郷土修景美化地域
- (2) 熊本県立自然公園条例（昭和 33 年熊本県条例第 45 号）第 6 条第 1 項に規定する熊本県立自然公園の区域
- (3) その他県内の優れた自然を有する地域

(認定の期間)

第 6 条 指導員の認定の期間は、認定の日から 2 年間とする。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 114 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	266 号	同所	前	20.1	22.5	廃道処分
			後	22.8		
前	17.0	22.5				
後	21.6					

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 14 日

熊本県告示第 115 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	小川八代 線	八代市東陽町小浦字新開 67 番 地先から 同町小浦字貝ノ原 642 番 1 地先まで	前	3.9 ～ 9.2	467.8	単道改
			後	6.8 ～ 28.2		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 14 日

熊本県告示第 116 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
通所介護サービス海ん里 天草市久玉町 5716 番地 6	医療法人社団孔和会	平成 19 年 2 月 1 日

熊本県告示第 117 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
通所介護サービス海ん里 天草市久玉町 5716 番地 6	医療法人社団孔和会	平成 19 年 2 月 1 日

熊本県告示第 118 号

次の救急医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める申出が撤回されたので、同令第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名称	所在地	撤回日
医療法人竹下外科 整形外科医院	熊本市大江五丁目 4 番 24 号	平成 19 年 2 月 1 日

熊本県告示第 119 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
かがやき園訪問看護ステーション 八代市通町 8 番 30 号	田方福祉株式会社	平成 19 年 2 月 2 日

熊本県告示第 120 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
かがやき園訪問看護ステーション 八代市通町 8 番 30 号	田方福祉株式会社	平成 19 年 2 月 2 日

熊本県告示第 121 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県天草市天草町下田南字鬼海 3929-3
- 2 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- 3 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第 122 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
長嶺南クリニック 熊本市月出七丁目 1-12	泉 薫子 熊本市水前寺三丁目 43-22	平成 19 年 2 月 1 日
太陽堂薬局 日赤前店 熊本市月出七丁目 1-6-102	株式会社 太陽堂薬局 熊本市南坪井町 1-5	平成 19 年 2 月 1 日

熊本県告示第 123 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
菜の花ヘルパーステーション 八代市麦島西町 12 号 5 番地	有限会社 マザー 葦北郡芦北町大字國見 241 番地 4 加来 美代子	平成 19 年 2 月 10 日	4310200060	居宅介護

熊本県告示第 124 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 煌 社会福祉法人 煌 介護支援センター・ない	事業所の所在地	熊本市水前寺公園 25 番 13 号	熊本市水前寺三丁 目 31 番 21 号	平成 19 年 1 月 22 日

ろ				
居宅介護、重度訪問介護				

熊本県告示第 125 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡芦北町大字女島字天口 456 番 15 地先から 同町大字女島字勝浦 633 番 地先まで	540.0	緊道整

2 供用を開始する期日 平成 19 年 2 月 15 日

熊本県告示第 126 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字吉尾字本迫 556 番 2 地先から 同所 630 番 地先まで	30.0	舗装新設
		葦北郡芦北町大字吉尾字本迫 776 番 1 地先から 同所 745 番 地先まで	74.5	

2 供用を開始する期日 平成 19 年 2 月 16 日

熊本県告示第 127 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		天草市久玉町野添	前 後	6.4 ～ 10.1	157.0	

主要 地方 道	本渡牛深 線	同所	4674 番 1 地先から 4719 番 地先まで	前	5.0 ～ 9.3	155.0	仮設迂回 路の廃止
				後	6.4 ～ 10.1		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 14 日

熊本県告示第 128 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 国道	387 号	阿蘇郡小国町大字黒淵字笹尾 736 番 6 地先から 同町大字黒淵字神前 6190 番 2 地先まで	前	8.1 ～ 32.8	628.0	旧道移管
		阿蘇郡小国町大字黒淵字神前 6187 番 1 地先から 同所 6210 番 1 地先まで		11.0 ～ 31.9	204.2	
		阿蘇郡小国町大字黒淵字獺 6158 番 地先から 同所 6152 番 1 地先まで		6.8 ～ 38.8	153.4	
		阿蘇郡小国町大字黒淵字笹尾 736 番 6 地先から 同町大字黒淵字獺 6152 番 1 地先まで		11.0 ～ 92.0	857.7	
		阿蘇郡小国町大字黒淵字笹尾 736 番 6 地先から 同町大字黒淵字獺 6152 番 1 地先まで		後	11.0 ～ 92.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 14 日

熊本県告示第 129 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
---------------	-------	-------------------	--------	---------------	---------------	-----

一般 県道	田迎木原 線	熊本市御幸笛田五丁目	前	7.0 ～ 15.5	9.4	単道改
		2104 番 1 地先から 同市御幸笛田六丁目	後	7.0 ～ 17.2	9.4	
	神水川尻 線	熊本市御幸笛田六丁目 同所	前	5.9 ～ 11.0	60.0	
			2103 番 1 地先から 1106 番 1 地先まで	後	12.1 ～ 20.4	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 14 日

熊本県告示第 130 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定

指令 番号	所在地	名 称	開設者		指定年月日
			住 所	氏 名	
52	菊池市隈府字藪ノ内 923 番地	医療法人後藤会 後藤整形外科 医院	菊池市隈府字藪ノ内 923 番地	医療法人 後藤会	平成 19 年 1 月 1 日
53	葦北郡芦北町田浦 1195-10	有限会社 三宝 調剤薬局	葦北郡芦北町田浦 1195-10	有限会社 三宝調剤 薬局	平成 18 年 12 月 22 日
54	合志市幾久富 1866- 356	美しま薬局 54	福岡県太宰府市五条 二丁目 22 番 7 号	有限会社 美しま薬 局	平成 19 年 1 月 4 日
55	天草郡苓北町志岐 129	青砥歯科医院	天草郡苓北町志岐 128-1	青砥 圭吾	平成 19 年 1 月 9 日
56	人吉市南泉田町 1 番 地	医療法人 外山 胃腸病院	人吉市南泉田町 1 番 地	医療法人 外山胃腸 病院	平成 19 年 1 月 10 日

熊本県告示第 131 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

辞退

所在地	名 称	開設者		辞退年月日
		住 所	氏 名	
菊池市隈府字藪ノ内 923 番地	後藤整形外科医院	菊池市隈府字藪ノ内 923 番地	後藤 昭雄	平成 18 年 12 月 31 日
菊池郡菊陽町津久礼石坂 2338	野上医院	菊池郡菊陽町津久礼 石坂 2338	野上 進一郎	平成 19 年 1 月 9 日

天草郡苓北町志岐 129	青砥歯科医院	天草郡苓北町志岐 128-1	青砥 忠孝	平成 19 年 1 月 9 日
玉名市繁根木 277	南医院	玉名市繁根木 277	南 眞二	平成 19 年 1 月 18 日
上益城郡嘉島町鯨 1808-2	かしまデンタル	熊本市草葉町 1-25- 902	鮫田 慎也	平成 19 年 1 月 15 日

熊本県告示第 132 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、平成 19 年 1 月 22 日付けで上益城広域連合長から申請のあった上益城広域連合の規約の変更を平成 19 年 2 月 5 日付けで許可した。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 133 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路 3・2・62 号 春日池上線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市春日五丁目の一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 134 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町白藤字滝下 409 の 1、419
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定 施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字滝下 409 の 1・419（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第 125 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 1 月 13 日
- 2 名称
特定非営利活動法人本と人とのネット・泗水
- 3 代表者の氏名

- 福吉 里加子
- 主たる事務所の所在地
菊池市泗水町吉富 3017 番地 1
 - 定款に記載された目的
この法人は、乳幼児から高齢者まで、地域に住む人及び通勤・通学するすべての人に対して、図書資料や情報の提供、地域に根ざした読書推進活動、生涯学習支援活動、並びに子育てに関する支援事業を行うことによって子どもの健全育成、及び市民の文化的生活の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 126 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日
平成 19 年 1 月 17 日
- 名称
特定非営利活動法人市町村教育改革支援の会
- 代表者の氏名
清水 包
- 主たる事務所の所在地
山鹿市下吉田 806 番地 17
- 定款に記載された目的
この法人は、教育改革の流れを着実に捉え、その地域の児童生徒、保護者、地域住民のニーズを分析し、学校・家庭・地域のあり方等についての課題を明確にするとともに、その課題解決のための実践計画や指導を行う。また、学校教育については、実践的指導と教員の研修および家庭教育についての教育・啓発などの事業を行い、その地域教育の充実・振興を図ることを目的とする。

熊本県公告第 127 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日
平成 19 年 1 月 24 日
- 名称
NPO 法人大豊作カンパニー
- 代表者の氏名
伊藤 和也
- 主たる事務所の所在地
熊本市海路口町 324-3
- 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して「少年野球」、「社会奉仕活動」及び「スポーツイベント」に関する事業を行い、健全な子供の育成と、スポーツの振興、及び地域住民の活性化に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第 128 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日
平成 19 年 1 月 24 日
- 名称
特定非営利活動法人ひと・学び支援センター熊本
- 代表者の氏名
古賀 倫嗣
- 主たる事務所の所在地
熊本市上通町 3 番 19 号
- 定款に記載された目的
この法人は不特定多数の人々に対して生涯学習の推進を図るとともに、その実践活動を支援することにより、子供から高齢者までそれぞれが生きがいをもって地域社会に貢献するための人材育成と、学びの環境整備に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 129 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。
平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
荒尾都市計画臨港地区（荒尾港臨港地区）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 130 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコあさぎり店
球磨郡あさぎり町上西字大島 86-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号
 - (2) 小売業を行う者
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 19 年 9 月 25 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,140 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
144 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
30 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
138 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
21 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 9 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 8 時から午後 8 時まで
- 7 届出年月日
平成 19 年 1 月 24 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 6 月 14 日まで

熊本県公告第 131 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。
平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥	配合肥	マルチ	りん酸全量	含有を許される有	西日本殖産有限公司	平成 19 年

第1411号	料	PK	: 17.0 く溶性りん酸 : 14.0 加里全量 : 18.0 水溶性加里 : 13.0	害成分の最大量は 公定規格のとおり。	熊本県八代市松崎町 159 番地 1	2月6日
--------	---	----	---	-----------------------	-----------------------	------

熊本県公告第 132 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称 及び住所	登録した 年月日
熊本県肥 第1412号	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料 4 号	窒素全量 : 5.0 りん酸全量 : 1.0	含有を許される有 害成分の最大量は 公定規格のとおり。	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡 1159 番地 3	平成 19 年 2 月 6 日

熊本県公告第 133 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称 及び住所	更新した 年月日
熊本県肥 第1386号	液状複 合肥料	アミノ ジュー シー N-14	窒素全量 : 14.0 水溶性りん酸 : 2.9 水溶性加里 : 2.0 水溶性苦土 : 2.9 水溶性ホウ素 : 0.05	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他制限事項 は公定規格のと おり。	熊本県果実農業協同組合 連合会 熊本県熊本市小山町 1846 番地	平成 19 年 2 月 26 日

熊本県公告第 134 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第 16 条第 2 項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	生産業者の氏名又は名称及び 住所	変更した事項	変更した 年月日
熊本県肥 第1348号	魚かす 粉末	7.0 魚 粕粉末 1 号	株式会社三成	住所 (新) 熊本県熊本市川口町1917番地	平成 19 年 2 月 6 日
熊本県肥 第1261号	混合有 機質肥 料	スーパ ー輝		(旧) 熊本県宇土市馬之瀬町 561 番 地	

熊本県肥 第1402号	魚廃物 加工肥 料	調整魚 粉		
----------------	-----------------	----------	--	--

熊本県公告第 135 号

球磨郡多良木町百太郎溝土地改良区理事長那須末喜から平成 18 年 11 月 16 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 2 月 6 日付けで認可した。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 136 号

球磨郡山江村山江土地改良区理事長山本義隆から平成 18 年 11 月 27 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 2 月 6 日付けで認可した。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 137 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	柳瀬 (相良村)	平成 13 年 3 月 29 日	平成 18 年 7 月 25 日	熊本県

熊本県公告第 138 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営宇城東部 2 期地区（中園工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営宇城東部 2 期地区（中園工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 2 月 15 日から平成 19 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
美里町役場

熊本県公告第 139 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営宇城東部 2 期地区（中工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営宇城東部 2 期地区（中工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 2 月 15 日から平成 19 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
美里町役場

熊本県公告第 140 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営宇城東部 2 期地区（大井早工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営宇城東部 2 期地区（大井早工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 2 月 15 日から平成 19 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
美里町役場

熊本県公告第 141 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営宇城東部 2 期地区（西台地工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営宇城東部 2 期地区（西台地工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 2 月 15 日から平成 19 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
美里町役場

熊本県公告第 142 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営宇城東部 2 期地区（大辻工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営宇城東部 2 期地区（大辻工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 2 月 15 日から平成 19 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
美里町役場

熊本県公告第 143 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営宇城東部 2 期地区（原田工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営宇城東部 2 期地区（原田工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 2 月 15 日から平成 19 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
美里町役場

熊本県公告第 144 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営宇城東部 2 期地区（大井早工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営宇城東部 2 期地区（大井早工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 2 月 15 日から平成 19 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
美里町役場

熊本県公告第 145 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営宇城東部 2 期地区（松の平工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営宇城東部 2 期地区（松の平工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 2 月 15 日から平成 19 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
美里町役場

熊本県公告第 146 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営宇城東部 2 期地区（栗崎工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営宇城東部 2 期地区（栗崎工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 2 月 15 日から平成 19 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
美里町役場

熊本県公告第 147 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営宇城東部 2 期地区（古堤工区）土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営宇城東部 2 期地区（古堤工区）土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 2 月 15 日から平成 19 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
美里町役場

熊本県公告第 148 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営宇城東部 2 期地区（萱野鶴工区）土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営宇城東部 2 期地区（萱野鶴工区）土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成 19 年 2 月 15 日から平成 19 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
美里町役場

登載依頼

熊本県環境審議会公告第 2 号

第 33 回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成 19 年 2 月 19 日（月）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺一丁目 33 番 18 号
水前寺共済会館「芙蓉」
- 3 会議内容
 - (1) 会長選出、各部長及び部会を担当する委員等の指名等
 - (2) 審議
水質汚濁に係る生活環境保全に関する環境基準の水域類型指定の見直しについて
 - (3) 報告
平成 18 年度第 2 回温泉部会決議事項について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）
（電話 096-383-1111 内線 7321）

熊本県農業振興地域整備促進協議会公告第 1 号

熊本県農業振興地域整備促進協議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 19 年 2 月 14 日

熊本県農業振興地域整備促進協議会

会 長 宮 崎 暢 俊

- 1 開催日時
平成 19 年 2 月 20 日（火）
午前 10 時から 12 時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁 行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 農業振興地域の区域の変更について
 - (2) 市町村が定める農業振興地域整備計画の変更について
 - (3) 県が定める農業振興地域整備計画の変更について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県農業振興地域整備促進協議会事務局（熊本県農林水産部農林水産政策課農振班）
（電話 096-333-2365 ダイヤルイン）